

令和2年第1回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和2年1月31日（金） 午後 時 分
出席委員 （18名）	2番 今川 芳信 3番 二月田 努 4番 間世田 恵 5番 西代 秀子 6番 岡村 勝敏 7番 中村 優志 8番 松下 さえ子 9番 山之内 悟 10番 中園 真一 11番 長崎 恵里子 12番 田代 一友 13番 今吉 藤雄 14番 笹峯 久雄 15番 大山 茂美 16番 今村 浩一 17番 東鶴 昭雄 18番 常盤 信一 19番 梶島 睦夫
欠席委員 （1名）	1番 今吉 耕己
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作 グループ長 富久 亮二 サブリーダー 福田 智和 主 査 有村 真一 主 査 山下 良太 主任主事 長友 藍子 主任主事 水迫 時巳
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開会 午後3時45分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは第1回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は、1番委員より欠席届が出されておりますので、18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員は7番委員と8番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転5件、利用権設定62件、中間管理権の設定28件の合計95件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が18件提出されております。これらにつきましては、総会前の農地利用最適化推進会全体会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会全体会におきまして、基盤強化法の所有

	権移転5件、筆数6筆、面積6,286㎡、利用権設定62件、筆数159筆、面積304,441㎡、中間管理権の設定28件、筆数60筆、面積60,805㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について、ご意見・ご質問はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようでございますので、質疑を終了いたします。ただ今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことです。お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画の意見決定については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転9件、贈与5件、使用貸借権1件の計15件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず国分の1を16番委員。
16番委員	1番です。申請地は国分中学校の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は742㎡であるが、空き家バンクに付随する農地のため、農地法施行規則第17条第2項の下限面積要件の基準を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分の2と3を18番委員。
18番委員	2番と3番を続けて報告いたします。まず2番です。申請地は川内地区コミュニティーセンターの北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,308㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 次に3番です。4筆のうち大字敷根の申請地は、敷根地区公民館の東側に位置し現況は田である。また上之段の農地は、上野原浄水場の東側に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,190.69㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の4と5を1番委員に代わり3番委員。
3番委員	4番。申請地は水尻公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,934㎡で下限面積要件を満たしている。調査

	<p>の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして5番。申請地は大住公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は11,856㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺の6を3番委員。
3番委員	<p>6番。申請地は宮川内公民館の南に位置し、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,140㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に牧園の7を11番委員。
11番委員	<p>7番を報告いたします。申請地は牧園総合支所の北に位置し、現況は田である。申請地には受け人の※※さんが令和2年5月までの使用収益権を設定している。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は193,931㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島の8を12番委員。
12番委員	<p>8番を報告いたします。申請地は霧島小学校の北に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,640㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人の9と10を5番委員。
5番委員	<p>9番を報告いたします。申請地は里上公民館の東に位置し、現況は田と不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は11,786㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に10番を報告いたします。申請地は住吉公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,425㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人の11を7番委員。

7 番委員	<p>1 1 番を報告いたします。申請地は鹿児島神宮の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,346㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人の12から14を8番委員。
8 番委員	<p>1 2 番を報告いたします。申請地は市営東郷団地の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,741㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして、13番を報告いたします。申請地は松永郵便局の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は、3,739㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして、14番を報告いたします。申請地は松永地区公民館の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,739㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、福山の15を19番委員に代わり5番委員。
5 番委員	<p>1 5 番を代読いたします。申請地は比曾木野地区コミュニティーセンターの西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,511㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。
△ 議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について	
議長（会長）	次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振編入1件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。

	牧園の1を4番委員。
4番委員	1番を報告いたします。申出地は、持松一区公民館の北に位置しており、現況は畑である。申請地は大茶樹公園の北東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は山林、南は山林、東は山林、西は道路である。編入目的は、畜舎基盤再編総合整備事業を活用して、畑として利用するとの申し出であるが、申出地を農用地へ編入することは問題ないと思われる。以上で終わります。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振編入1件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が3件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を18番委員。
18番委員	1番を報告いたします。申請地は塚脇小学校の南に位置し、現況は山林である。なお、令和2年1月6日に植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので既に植林済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の2を11番委員。
11番委員	2番を報告いたします。申請地は古屋志公民館の東南に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山の3を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	3番を代読いたします。申請地は佳例川地区コミュニティーセンターの西に位置し、現況は不耕作地で一部植林済みである。なお、平成30年4月頃一部植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。終わります。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、

	2月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。
--	---

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が28件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を16番委員。
16番委員	1番です。申請地は霧島市役所の西に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は残土仮置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は、令和2年2月5日から同年11月6日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の2から溝辺の5までを17番委員。
17番委員	はい、2番から5番まで続けて報告いたします。2番。申請地は松木野口地区ふれあい広場の北に位置し、現況は田である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は現場事務所を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため、支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は、令和2年2月5日から同年7月31日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。 3番。申請地は下井地区集会所の北西に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 4番。申請地は国分南小学校の南西に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 5番。申請地は鹿児島空港の北に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は駐車場普通車165台分を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に霧島の6と福山の7を18番委員。
18番委員	6番と7番を続けて報告いたします。まず6番です。申請地は霧島学校給食センターの南側に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅、車庫、倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 次に7番。申請地は柿木田公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農

	<p>地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は鳥小屋、運動場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の宅地と山林3, 594. 74㎡を一体利用するもので、全体計画面積は5, 825. 74㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の8から12までを2番委員。
2番委員	<p>8番。申請地は黒石公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>9番。申請地は黒石公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>10番。申請地は黒石公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして11番です。申請地は黒石公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>12番。申請地は国分城山公園の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上。</p>
議長（会長）	次に国分の13と14を9番委員。
9番委員	<p>13番と14番を続けて報告いたします。</p> <p>まず13番です。申請地は国分中央郵便局の北東に位置し、2筆のうち畑の現況は駐車場、田の現況は不耕作地である。なお、平成20年頃、畑の方については駐車場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に14番を報告いたします。申請地は四方田団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画</p>

	書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に国分の15から18までを16番委員。
16番委員	<p>15番から18番まで続けて報告いたします。まず15番です。申請地は国分中学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして16番です。申請地は小畑公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に17番。申請地は国分北小学校の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に18番です。申請地は府中地区公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に牧園の19と20を4番委員。
4番委員	<p>19番と20番を続けて報告させていただきます。まず19番です。申請地は中津川4区自治公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>20番。申請地は中津川4区自治公民館の南西に位置しており、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の21から25までを5番委員。
5番委員	<p>21番を報告いたします。申請地は里中下公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>22番を報告いたします。申請地は清水公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであ</p>

	<p>り、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に23番を報告いたします。申請地は新川公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。また、隣接地の雑種地428㎡を一体利用するもので、全体計画面積は686㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に24番を報告いたします。申請地は住吉運動公園の南に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は共同住宅、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に25番を報告いたします。申請地は国分隼人自動車学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。終わります。</p>
議長（会長）	次に隼人の26を7番委員。
7番委員	26番を報告いたします。申請地は宮内小学校の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地100㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は488㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の27と28を8番委員。
8番委員	<p>27番を報告いたします。申請地は霧島市立医師会医療センターの北東に位置しており、現況は田である。農地区分は第2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に28番を報告いたします。申請地は嘉例川駅の南東に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい、ただ今調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
1番委員	はい。
議長（会長）	はい、1番委員。
1番委員	18番ですが、娯楽施設というのは何でしょうか。

議長（会長）	事務局
事務局	当初の計画の娯楽施設はビリヤードでしたが、別棟での娯楽施設は断念されております。目的が駐車場に変更されています。
議長（会長）	はい、1番委員。
1番委員	では、ビリヤードは断念してしないのですか。
議長（会長）	事務局
事務局	はい、別棟での娯楽施設は断念されておりますが、一般住宅の中に据え置くとのことです。駐車場は月極めの貸し駐車場とのことです。
議長（会長）	ほかにございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。つきましては、2月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。以上で、令和2年第1回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ないようですので、事務局。
事務局	はい、先ほど推進会の全体会でも説明いたしました。農業委員会における法令順守の申し合わせ決議について、総会で決議を取るよう県農業会議より依頼がありましたのでよろしくお願いいたします。
議長（会長）	只今、事務局より、「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」について説明がありました。それでは5番委員から、これについて報告を求めます。5番委員。
5番委員	はい、報告いたします。総会前の全体会におきまして、「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」が朗読され、農業委員、推進委員、全ての出席委員が賛同し採択された旨、ご報告いたします。以上です。
議長（会長）	只今、5番委員より、総会前の全体会におきまして「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」につきましては、全員賛同により採択された旨の報告がありましたので、法令順守方、よろしくお願いいたします。ほかには皆さんからございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので、令和2年第1回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

閉会 16時40分

7番

8番

19番